

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第 2（第13条関係）						別表第 2（第13条関係）					
区分 施設の種類	工作物を設置する 場合（電柱類 又は地下埋設物 を設置する場合 を除く。）	工作物を 設置しな い場合	電柱類を 設置する 場合	地下埋設物を設置 する場合							
				外径40セ ンチメー トル未満	外径40セ ンチメー トル以上						
岸壁	[略]		1本ごと に1年に つき <u>530</u> 円	1メート ルまでご とに1年 につき	1メート ルまでご とに1年 につき						
物揚場											
棧橋											
船揚場											
漁具干場					<u>110円</u>	<u>200円</u>					
漁港施設用 地											
荷さばき所											
野積場											
道路											
[略]						[略]					
別表第 5（第14条関係）						別表第 5（第14条関係）					
区分	工作物を設置する 場合（電柱類	工作物を 設置しな	電柱類を 設置する	地下埋設物を設置 する場合							

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上		又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごとに1年につき	1メートルまで	1メートルまで	公共空地	[略]		1本ごとに1年につき	1メートルまで	1メートルまで
公共空地				につき <u>530</u> 円	につき <u>110</u> 円					につき <u>460</u> 円	につき <u>98</u> 円
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。